

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
「科学技術イノベーション政策のための科学
研究開発プログラム」
「子どもの貧困対策のための
自治体調査オープンデータ化手法の研究」

研究開発実施終了報告書

研究開発期間 平成30年10月～令和4年3月

阿部 彩

（東京都立大学人文社会学部 教授）

目次

0. 研究開発の概要.....	2
1. プロジェクトの達成目標.....	3
2. 研究開発の実施内容.....	4
2-1. 研究開発実施体制の構成図.....	4
2-2. 実施項目・研究開発期間中の研究開発の流れ.....	4
2-3. 実施内容.....	5
3. 研究開発結果・成果.....	20
3-1. プロジェクト全体としての成果.....	20
3-2. 実施項目ごとの結果・成果の詳細.....	24
3-3. 今後の成果の活用・展開に向けた状況.....	25
4. 研究開発の実施体制.....	26
4-1. 研究開発実施者.....	26
4-2. 研究開発の協力者・関与者.....	27
5. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など.....	29
5-1. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など.....	29
5-2. 論文発表.....	31
5-3. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）.....	32
5-4. 新聞報道・投稿、受賞など.....	33
5-5. 特許出願.....	36
6. その他（任意）.....	37
6-1. 政府、自治体、NPO等での講演・研修実施（60件）.....	37

0. 研究開発の概要

1. 対象とした政策や政策形成プロセス、およびその課題

日本の子どもの貧困率は13.5%（2019年値、厚生労働省）であり、2013年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、広域および基礎自治体に子どもの貧困に関する実態調査とそのエビデンスに基づく子どもの貧困対策計画の作成を促している。しかしながら、自治体が行う実態調査は、単純集計表や簡易なクロス表の作成のみで終わり、エビデンスに基づく政策立案へと結びついていない。その背景には、国と違い、地方自治体においては統計調査の調査票情報（ローデータ）を研究目的で二次利用することが想定されておらず、法規制や手続きが整備されておらず、また二次利用の前例もないからである。

2. 「科学技術イノベーション政策のための科学」としてのリサーチ・クエスチョン

このように、現状では、自治体がつまみ様々な統計調査のデータが有効に活用されていない。そこで、本プロジェクトでは①子どもの貧困の地域差、②子どもの貧困政策の効果測定、を可能とするために、③自治体を実施する社会調査データをオープンデータ化する阻む行政内のハードルの解明は何か、④その手法と効果的な普及方法とは何か、⑤自治体データの利活用のための研究者と行政の連携のあり方は何かを明らかにする。

3. 創出した成果により、「誰に、何を」与えたのか

本プロジェクトでは、第一に自治体が統計調査データを二次利用目的に研究者に提供するハードルを解明し（③）、これら乗り越える手法（スキーム）を開発し複数の自治体に普及させた（④）。第二に、これら自治体から提供を受けたデータを統合し、研究者が利用可能な子どもの貧困に関する大規模データベースを構築し、子どもの貧困の地域差（①）や政策の効果測定（②）を行った。第三に、これら研究成果をエビデンスとした政策提言を自治体に行った。

4. 研究開発の達成状況と限界

本プロジェクトの達成目標は第一に子どもの貧困に関するデータベースを構築すること、第二に子どもの貧困に関する分析事例と政策提言リストを作成すること、第三にオープンデータ化の手法と子どもの貧困に関する研究成果を自治体へ還元しそれらの普及を図ることである。

第一の目標については、13の自治体（6都県、7市区）から子どもの生活実態調査データの二次利用を可能とし、その提供を受けた。またデータ提供の受け皿として子どもの貧困調査研究コンソーシアムを設立した。さらに、提供されたデータを標準化したうえで統合し、複数の自治体にまたがる子どもの貧困データベースを構築した。第二の目標については、このデータベースを用いた分析により、21本のワーキングペーパー、18本の学術論文（査読付き9本、国際誌2本）として公表した。第三の目標については、確立したオープンデータ化の手法を複数の自治体へと横展開するとともに、オープンデータ化に関するシンポジウムならびにその結果をまとめた冊子の形式にて、自治体ならびに研究者コミュニティに還元した。また、公表した研究成果についてデータ提供元の自治体へと書面および口頭にて還元し、政策提言を行った。

これらの目標を達成する中で、自治体統計調査のオープンデータ化を阻むハードルとして法整備の複雑さと不十分さと、自治体行政内の統計行政の位置づけがあることを明らかにし、子どもの貧困分野に留まらない自治体統計調査のオープンデータ推進に向けて、自治体と研究者の協働プラットフォームの構築、二次利用に関する法規制への国からの指導と支援、「二次分析・バイ・デザイン」といった政策と共に、実務的には学術団体による調査企画段階からの関与、二次利用の法規制整備に関する国からの指導と支援、自治体による統計調査の標準化を提案した。以上のように本プロジェクトは概ねその目標を達成したが、一部の自治体については行政ハードルを乗り越えられなかった。この問題の解決には、コンソーシアムの法人化も含め本プロジェクトの継続と発展が求められる。

1. プロジェクトの達成目標

本プロジェクトは三つの段階（ステージ）を経て実施した。各段階においては以下の達成目標を掲げた。

達成目標 1：【第一段階】子どもの貧困に関するデータベースの構築

- ① -1 協力自治体とのデータ活用協定（覚書）の締結およびデータ取得
第一期の参加自治体（東京都、広島県、長野県、東京都大田区）と自治体を実施した調査の利用に関する協定（または覚書）を締結し、データを取得する。また、第二期の自治体（高知県、愛知県、北海道、沖縄県、東京都八王子市、千葉県松戸市）と同様の協議を行う。
- ① -2 データの標準化とデータベース構築
入手した調査データを標準化し、統合する。また、それらをオープンにする際に必要な **documentation** を整備する。

達成目標 2：【第二段階】分析事例と政策提言リストの作成

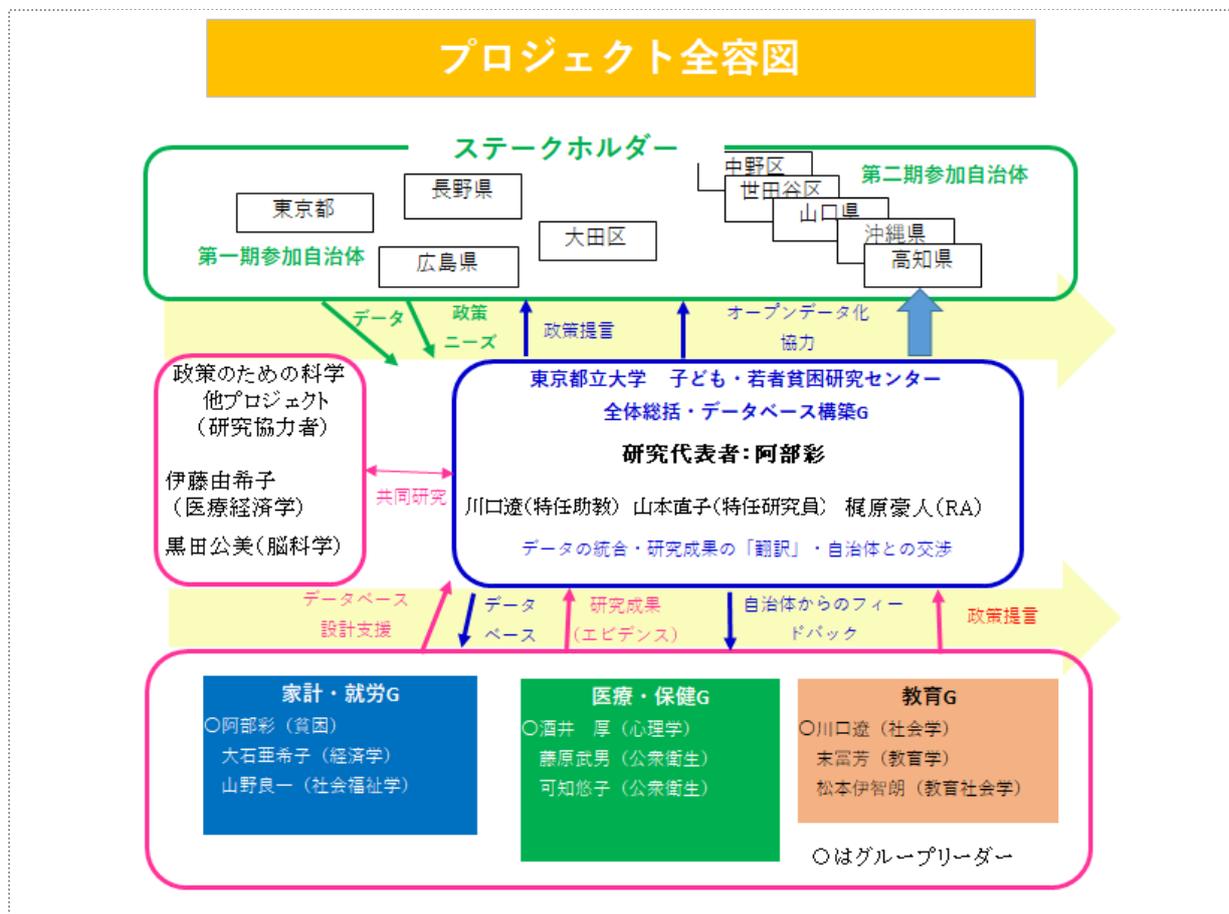
- ② -1 分析（政策エビデンスの構築）
第一期で構築されたデータを用いて、「家計・就労」「医療・保健」「教育」の三つのグループにて、政策に繋がる分析を行う。
- ② -2 政策提言リストの作成
データの分析結果（エビデンス）に基づく政策提言を作成する。その際には、政策担当者のヒアリングおよび対話を重要視し、また、当該分野の専門家からのヒアリングなども行い実現可能性の高い政策提言を作成する。

達成目標 3：【第三段階】自治体への還元と普及

- ③ -1 協力自治体への還元
協力自治体に分析結果に基づくエビデンスおよび政策提言を還元する。この方法については、各自治体の担当者と協議して決定する。
- ③ -2 自治体職員向けのオープンデータ化の啓発
当初は、自治体職員向けにオープンデータ化の手法と便益を伝える研修プログラムの作成と実施を目指していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、実施が難しくなった。そこで、達成目標 1 に関連して自治体からデータ提供を受ける際に、個別にオープンデータ化の手法と便益について啓発すること、さらにそれらの経験を通じて蓄積されたオープンデータ化推進のボトルネックに対する知見などを活かし、自治体調査データのオープンデータ化の手法と便益を説明する資料（「自治体調査データのオープンデータ化の手引き」）を作成し、公開することで、自治体における調査データのオープンデータ化を促すことへと実施項目を変更した。作成した資料は、印刷の上、都道府県の統計関連部局に送付するとともに、ホームページ等にて公開する。
- ③ -3 オープンデータ化の普及活動
本研究の成果を日本全国の自治体に普及するために、オープンデータ化の有益性、オープンデータ化の手法などを一般向けに提示し公開する。普及の具体的な方法としては、ホームページにおける事例紹介や書籍の刊行などに加え、マスコミを活用した手法も用いる。

2. 研究開発の実施内容

2-1. 研究開発実施体制の構成図



〈研究開発実施体制〉

2-2. 実施項目・研究開発期間中の研究開発の流れ

実施項目 1. 子どもの貧困に関するデータベースの構築

実施項目 1-1. 子どもの生活実態調査実施自治体からのデータ提供の実現

実施項目 1-2. 自治体から提供を受けた子どもの生活実態調査データの標準化、統合、コード表の作成

実施項目 2. 子どもの貧困データベースを用いた分析の実施と政策提言リストの作成

実施項目 2-1. 分析を通じた政策エビデンスの構築

実施項目 2-2. 政策提言リストの作成

実施項目 3. 協力自治体への政策提言とオープンデータ化の普及

実施項目 3-1. 協力自治体への分析結果の還元と政策提言

実施項目 3-2. 自治体職員向けのオープンデータ化の啓発

実施項目 3-3. オープンデータ化の手法の普及

実施項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
(1-1)子どもの生活実態調査実施自治体からのデータ提供の実現	←—————→			
(1-2)自治体から提供を受けた子どもの生活実態調査データの標準化、統合	←—————→			→
(2-1)分析を通じた政策エビデンスの構築	←—————→			→
(2-2)政策提言リストの作成				←————→
(3-1)協力自治体への分析結果の還元と政策提言	←————→			→
(3-2)自治体職員向けのオープンデータ化の啓発	←————→	←-----→	←————→	→
(3-3)オープンデータ化の普及			←————→	→

〈研究開発実施項目〉

2-3. 実施内容

2-3-1. 子どもの貧困に関するデータベースの構築

(1-1)子どもの生活実態調査実施自治体からのデータ提供の実現

達成目標1「子どもの貧困に関するデータベースの構築」に紐付いた実施項目は2つある。そのうち1つ目は子どもの生活実態調査を実施した自治体から当該調査のローデータの提供を受けることである。この個別の自治体から提供されたデータセットを統合することで子どもの貧困データベースが構築される。

2018年度中は、子どもの生活実態調査実施自治体からのデータ提供のスキームを確立し、実際に東京都、広島県、長野県、高知県、東京都大田区、東京都世田谷区、千葉県松戸市からデータ提供を受けた。これら自治体からのデータ提供に関する交渉ならびに手続きの中で、後述するように統計法上、ローデータの目的外利用が原則禁止されている都道府県（および政令指定都市）と、何らの規定のない基礎自治体とではデータ提供のスキームが大きく異なることが判明した。具体的には都道府県からデータ提供を受ける際には、それぞれの統計調査条例の規定にのっとって申し出る必要があるのに対し、基礎自治体からのデータ提供については法律上、特段の規定がない。そこで、東京都立大学と基礎自治体との間で図1に示したような覚書を締結することで、データ提供を実現した。覚書においては、自治体からデータ提供を受けることと同時に、研究成果を自治体へと還元することも合意事項に盛り込み、成果還元のための様式もあらかじめ定めた。また、データ分析ならびに研究成果の公表において研究者の自由が最大限認められるよう、成果公表は基本的に事後報告としている。

図1 基礎自治体と締結したデータ提供に係る覚書のフォーマットイメージ

「子どもの生活実態調査」データ利用に関する覚書

「
 XXX市（以下「甲」という。）と東京都立大学法人東京都立大学（以下「乙」という。）とは、甲が実施した「子どもの生活実態調査」（以下「本調査」という。）の成果並びに単純集計データ及びローデータ（以下「データ」という。）の利用、公表に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。」

「
 （目的）」
 第1条□本覚書は、甲及び乙が相互連携・協力し、子どもの生活実態や健全な育成環境の向上等に資するため、本調査の成果及びデータの利用、公表について必要な事項を定めることを目的とする。」
 （協力事項）」
 第2条□甲は本調査の成果及びデータを、乙が研究に用いる限りにおいてその利用を認め、甲及び乙は次の各号に掲げる内容について協力する。」
 （1）甲が持つ本調査のデータ（個人を特定し得るデータを除く。）を、乙に提供すること。」
 （2）乙は甲より提供を受けたデータに基づく研究成果を甲に提供すること。」
 （3）乙の「子ども・若者貧困研究センター」が主体となり甲よりデータの提供を受け、連携協力を行うこと。」
 （公表）」
 第3条□甲及び乙が、ホームページ上で公開している本調査の内容について公表を行う場合は、出典を明記することで、相手方の書面による事前承諾を省略することができる。」
 2□乙は、本覚書において利用を認められたデータを活用した新たな研究結果等を、東京都立大学子ども・若者貧困センターホームページ、学会、講演会、学術雑誌、書籍等において、東京都立大学として口頭もしくは文章で公表することができる。」
 3□前項の公表において、乙は、甲の名称を使用しないものとする。ただし、乙が、前項の公表資料の作成において甲の承諾を得た場合は、この限りでない。」
 4□第2項の規定により、新たな研究結果等を発表した場合は、別紙様式及び当該資料をもって、公表後速やかに甲に通知するものとする。」
 （経費分担）」
 第4条□本覚書に係る経費は、原則として各自が負担する。ただし、甲乙の協議により別に定めた場合は、この限りではない。」
 （守秘義務）」
 第5条□本覚書に関して知り得た相手方の秘密情報を、価値ある財産として相互に遵守し、事前に相手方の承諾なくして第三者に開示または漏洩してはならない。また、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。」
 （有効期間）」
 第6条□本覚書の有効期間は、本覚書取り交わしの日から令和XX年（XXXX年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から相手方に対して解除の申し出がないときは、さらに一年間延長するものとし、以後も同様とする。」
 （その他）」
 第7条□本覚書の各事項の解釈に疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項についての取り決めを必要とする場合は、その都度、甲乙の協議により決定する。」

「
 この覚書締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。」

令和X年X月X日、

甲□□→□XX県XX市XXXXX→ → □□□□□□、
 → XXX長□XXXXX□□□□□□□□□□□□、

乙□□□東京都八王子市南大沢一丁目1番地、
 東京都立大学法人東京都立大学、
 産学公連携センター長□事務取扱、
 事務局長□□□□□□XXXXXXXX□□□□□□、

計画段階では、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが調査に関わるなどローデータの入手の見込みがたった東京都、広島県、長野県、東京都大田区を第一期とし、先行してデータ提供を実現する予定であったが、実際には本プロジェクト開始時点では入手の見込みが立っていなかった第二期自治体（高知県、愛知県、北海道、沖縄県、東京都八王子市、千葉県松戸市）のうち、高知県、千葉県松戸市、さらに当初はデータ提供を予定していなかった東京都世田谷区からも 2018 年度中にデータ提供を受けることができた。

上記のローデータは東京都立大学としてデータ提供を受けたものであった。そのため、本プロジェクトの分担・協力研究者らを東京都立大学の客員として迎える必要があった。しかし、このようなスキームには限界があり、今後、本プロジェクトを基盤として二次利用の提供を受ける自治体数を増やし、それを分析できるような、真のオープンデータ化を目指すには、多数の研究者がプロジェクト終了後も持続的にかかわることができるプラットフォームが必要であった。

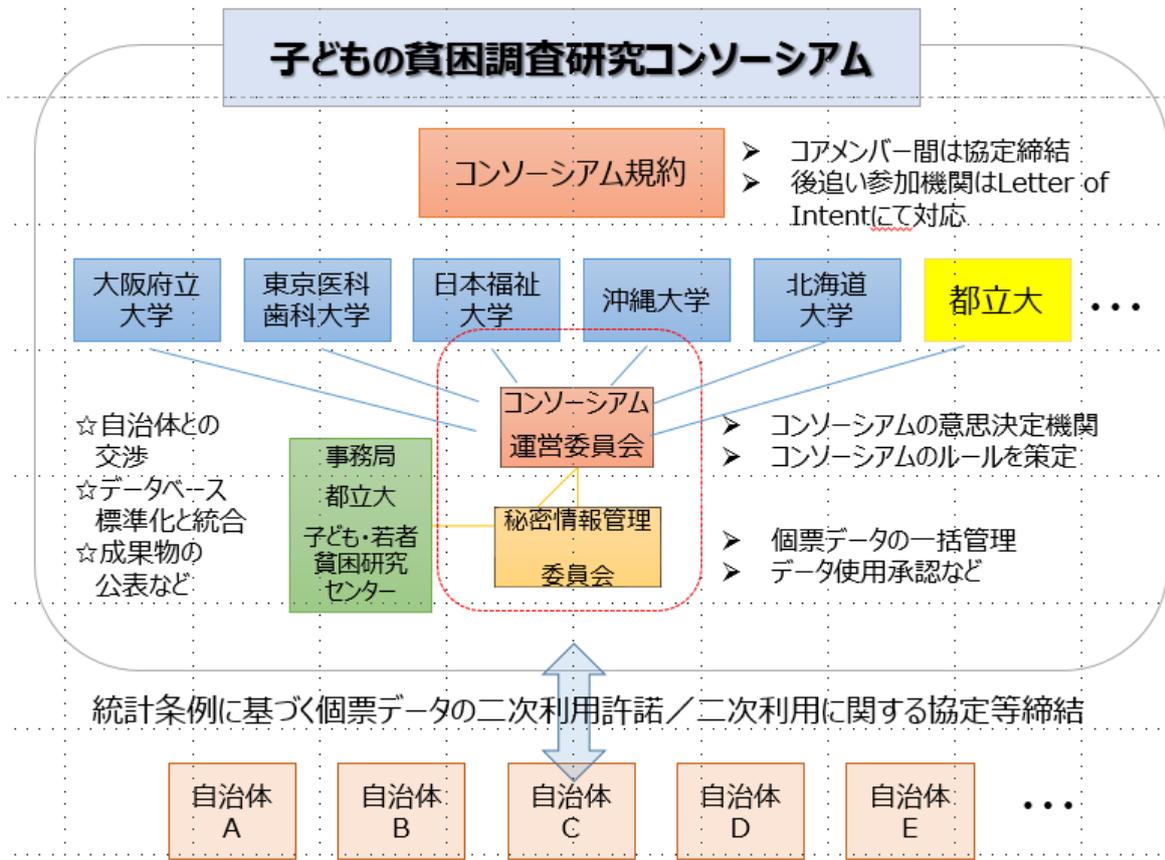
そこで、北海道大学（北海道調査担当）、東京医科歯科大学（高知県調査担当）、日本福祉大学（愛知県調査担当）、大阪府立大学（大阪府調査、沖縄県調査担当）、沖縄大学（沖縄県調査担当）の研究者に呼びかけ、「子どもの貧困調査研究コンソーシアム」を立ち上げることを検討した。東京都立大学を含めたこれら 6 大学は、それぞれの自治体の子どもの貧困調査を受託またはアドバイザーとして関わってきた大学である。第 1 回の会合は、2018 年 10 月 10 日に開催され、6 機関が協力して子どもの生活実態調査データを活用した研究を推進することが合意された。第 2 回会合（2019 年 3 月 12 日）においては、6 機関が参加するコンソーシアム体をデータ提供の受け皿として設立することが合意された。コンソーシアムの目的は「子どもの貧困に関する国内の調査研究拠点を構築し、学際的な共同研究体制を整備することで、子どもの貧困に関する調査研究を発展させ、国・自治体において『証拠に基づく政策立案』を普及させること」（規約第 1 条）である。コンソーシアムという母体を持つことによって、個々の研究者ではなく、学術団体としてデータの利用が可能とすることを目指すこととなった。これは、二次利用に関する自治体との交渉や事務手続き等を個々の研究者に委ねるのではなく、学術団体として一丸となって行うためである。これによって、自治体の統計調査の活用も、飛躍的に簡素化し、促進できると考えられた。

2019 年度は、コンソーシアム体の規約について 6 大学にて協議し、それぞれの機関から承認を得て、コンソーシアムを 2019 年 8 月に設立した（図 2）。設立についてプレスリリースを発表し、厚生労働省記者クラブにて記者会見も行ったところ、5・4・1 に示したとおり、多くの報道機関によって記事化された。さらに、2019 年 11 月 12 日に子どもの貧困調査研究コンソーシアム第一回運営委員会を開催し、「コンソーシアム運営委員会細則」「コンソーシアム秘密情報管理委員会細則」「秘密情報の管理・利用に関する方針」を策定した。



コンソーシアムの設立の記者会見の様子
(2019/9/18 厚労記者クラブ)

図2 子どもの貧困調査研究コンソーシアム組織図



しかしながら、コンソーシアムとして自治体から二次利用の許諾を受けるためには、さらなるハードルがあることが判明した。統計法は第二十四条にて都道府県ならびに政令指定都市が統計調査を行おうとする際には、総務省へ届け出ることを義務として定めている。また、同法第四十条において、総務省に届け出られた統計調査のローデータ等（同法では「調査票情報」という）の目的外利用が原則禁止されており、別途当該自治体において定められた条例において例外が認められるという立て付けとなっている。本プロジェクトの目指す自治体もっている社会調査データの二次利用についても（統計法では「調査票情報の提供」と呼ばれる）、それぞれの都道府県・政令指定都市に定められた統計調査条例の規定に沿って、データ提供を申出る必要がある。また、どのような主体がどのような条件でデータ提供を受けることが出来るのかは条例ごとに微妙に異なる。つまり、データ提供の受け皿を東京都立大学から任意団体の子どもの貧困調査研究コンソーシアムに変えるためには、改めて条例条文の詳細な検討が必要となる。子どもの貧困調査研究コンソーシアムを立ち上げた後、東京都、広島県、長野県の担当者と任意団体へのデータ提供をいかにして法的に根拠付けるか、対面、電話、メール等で非常に細かな交渉、調整を行った。

例えば東京都データについては、表1で(a1)と付記して示したように、当初は「国の行政機関、他の地方公共団体の長その他の執行機関その他これに準ずる者として規則で定める者」（都統計調査条例第十条第一号）、より具体的には「東京都が設立した地方独立行政法人(a2)」（都統計調査条例施行規則第五条）にあたる東京都立大学としてデータ提供の申し出を行っていた。また、広島県データについては当初は東京都立大学が公立大学（地方独立行政法人）であることを根拠に申出を行っていた（表1中A1およびA2）。

これに対し、任意団体である子どもの貧困調査研究コンソーシアムの場合、明確にあてはまる条例上の規定がなく、調整が必要となった。そこで、東京都データについては都とコン

ソーシアムのあいだで共同研究の協定を締結し、都統計調査条例施行規則第六条第二号の「都統計調査実施機関が、前項に規定する者に委託し、又は同項に規定する者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等(b4)」というデータ提供の目的に関する規定を満たした。これによって、都統計調査条例第十条第二号の「前号に掲げる者以外の者で規則で定めるもの(b1)」、さらに統計調査条例施行規則第六条の「その他都統計調査実施機関が認める者(b3)」として認定を受けた。また、広島県データについては、コンソーシアムの母体となった本プロジェクトが JST RISTEX から研究助成を受けていることをもって県統計調査条例施行規則第六条第二号（「その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等(B5)」）の規定を満たし、それによって県統計調査条例第十一条第二号にある「前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として知事が規則で定めるものを行う者(B1)」として認定を受けた。なお、B5 中に「公的機関」とあるが、B3、B4 に規定のあるとおり、このなかに「独立行政法人」があげられていることをもって（国立研究開発法人は、独立行政法人通則法第二条第一項に規定される「独立行政法人」にあたる）、当該規定の援用が可能となっている。他自治体の同様の規定においては、「公的機関」に独立行政法人が含まれないケースなどがあり、自治体ごとに個別の対応が必要となっている。

表1 東京都・広島県の統計調査条例

自治体	法規名	条文	内容
東京都	統計調査条例	第十条	<p>都統計調査実施機関は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った都統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。</p> <p>一</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>国の行政機関、他の地方公共団体の長その他の執行機関その他これに準ずる者として規則で定める者(a1)</u> ● 規則で定める統計の作成等又は規則で定める統計を作成するための調査に係る名簿の作成 <p>二</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>前号に掲げる者以外の者で規則で定めるもの(b1)</u> ● <u>同号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する規則で定める統計の作成等(b2)</u>
		第五条	<p>条例第十条第一号に規定する規則が定める者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>東京都が設立した地方独立行政法人(a2)</u> <p>2 条例第十条第一号に規定する規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等とする。</p> <p>一 都統計調査実施機関が、国の行政機関、他の地方公共団体の長その他の執行機関又は前項に規定する者と協力して行う統計調査に係る統計の作成等</p> <p>二 <u>都統計調査実施機関が、都の施策の推進に資すると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等(a3)</u></p> <p>3 条例第十条第一号に規定する規則で定める統計を作成するための調査に係る名簿の作成は、前項に規定する統計を作成するための調査に係る名簿の作成とする。</p>
	統計調査条例施行規則	第六条	<p>条例第十条第二号に規定する規則で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人 ● 他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人 ● 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（東京都が設立したものを除く。） ● <u>その他都統計調査実施機関が認める者(b3)</u> <p>2 条例第十条第二号に規定する規則で定める統計の作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>都統計調査実施機関が、前項に規定する者に委託し、又は同項に規定する者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの(b4)</u>

広島県	統計調査 条例	第十一条	知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。 一 ● <u>国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準じる者として知事が規則で定める者(A1)</u> ● 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成 二 ● <u>前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として知事が規則で定めるものを行う者(B1)</u> ● <u>当該規則で定める統計の作成等(B2)</u>
	統計調査 条例施行 規則	第五条	条例第十一条第一号の知事が規則で定める者 ● 会計検査院 ● 日本銀行 ● <u>独立行政法人(B3)</u> ● 国立大学法人 ● 株式会社日本政策金融公庫 ● <u>地方独立行政法人(A2)</u> ● 県又は県内の市町が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
		第六条	条例第十一条第二号の知事が規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。 一 国の行政機関、地方公共団体又は前条に掲げる者（次号において「 <u>公的機関(B4)</u> 」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 二 <u>その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等(B5)</u> 三 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

以上のように 2019 年度から続けていた交渉、調整の結果、2020 年度には東京都、広島県、長野県からの子どもの貧困調査研究コンソーシアムへの子どもの生活実態調査のローデータ提供を実現した。また、東京都立大学としてはローデータの提供を受けていなかった山口県、沖縄県からも、子どもの貧困調査研究コンソーシアムとして提供を受けた。なお、当時、沖縄県庁内に県実施統計調査のローデータを県庁外部に提供する際の実務上の指針がなかったため、国の統計調査の二次的利用を所管する総務省政策統括官の担当者や広島県の担

当者を紹介するなど様々に情報提供を行い、庁内指針の作成に協力した。さらに、東京都狛江市、東京都中野区、東京都荒川区の子どもの生活実態調査ローデータについては、東京都立大学として提供を受けた。

2021年度は、プロジェクト最終年であるためデータベースの拡大は目指さず、実施項目2ならびに実施項目3の実現にエネルギーを注いだ。

(1-2)自治体から提供を受けた子どもの生活実態調査データの標準化、統合

達成目標1「子どもの貧困に関するデータベースの構築」に紐付いた2つ目の実施項目は、自治体から提供を受けたデータセットを標準化、統合することである。子どもの生活実態調査の調査票は、先行する自治体の調査票を参考としつつも、各実施自治体の責任によって設計されている。そのため、他自治体調査では聞かれていない独自の質問があったり、質問文が同じであっても質問番号が異なったり、回答選択肢の内容や順番が異なったりということがある。このようにそれぞれ独自の調査票に基づいて行われている調査のローデータを統合するためには、その作業の参照点となる統合データ（データベース）のコード表を作成する必要がある（図3）。データの標準化とは、具体的にはこの統合データコード表に沿うように個別の自治体調査データセットの変数名や解答選択肢を標準化（Harmonization）することであり、それら標準化した個別の自治体調査データセットを合体されることで子どもの貧困データベースが完成する。

図3 統合データコード表イメージ

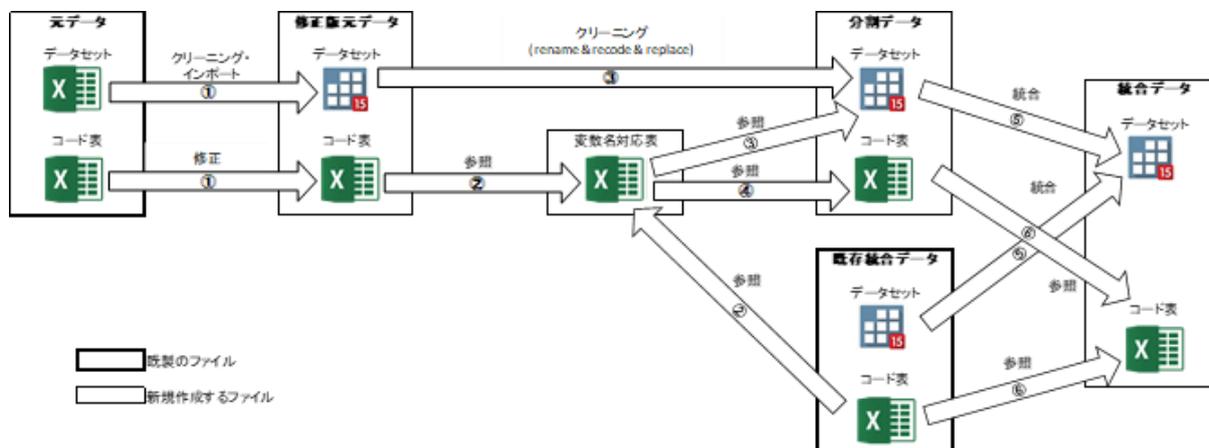
変数ラベル	変数名	型	桁/ カテゴリ	カテゴリラベル	備考	実態の有無と 自治体調査での質問番号					
						東京都	広島県	長野県	八王子市	世田谷区	大田区
子ども票訪問											
性別	q1	sa	1	男子	*	1	1	2	1	1	1
			2	女子							
			9	無回答							
			10	答えたくない							
身長（センチ）	q2a	rn	9	（無回答=999）		2a	2a	3	×	2a	9（親票）
体重（キログラム）	q2b	rn	9	（無回答=999）		2b	2b	3	×	2b	9（親票）
測った月（平成年）	q2c_1	rn	2	（無回答=99）	*	2c	2c	×	×	2c	9（親票）
測った月（月）	q2c_2	rn	2	（無回答=99）	*	2c	2c	×	×	2c	9（親票）
子どもの所有物：自分だけの本（学校の教科書やマンガはのぞく）	q4a	sa	1	ある	*	4a	4a	×	2a	4a	2a
			2	ない（ほしい）							
			3	ない（ほしくない）							
			9	無回答							
子どもの所有物：子ども部屋（きょうだいと使っている場合も含む）	q4b	sa	1	ある	*	4b	4b	×	2b	4b	2b
			2	ない（ほしい）							
			3	ない（ほしくない）							
			9	無回答							
子どもの所有物：（自宅で）インターネットにつながるパソコン	q4c	sa	1	ある	*	4c	4c	×	2c	4c	2c
			2	ない（ほしい）							
			3	ない（ほしくない）							
			9	無回答							
子どもの所有物：自宅で宿題をすることができる場所	q4d	sa	1	ある	*	4d	4d	×	2d	4d	2d

2018年度は、同年度中に提供を受けたデータを扱いながら、複数の自治体による子どもの生活実態調査データの標準化、統合の方法と手順を確立した（図4）。

具体的にはまず自治体から提供されたローデータを標準化、統合作業ができる段階までクリーニングし、クリーニング後のデータセットに合わせたコード表を作成する（図4①の作業）。続いて①の作業を済ませた修正版元データのコード表と、統合データのコード表を付き合わせて、標準化の指針となる変数名対応表を作成する（図4②の作業）。これは例えば修正版元データでQ3とされている変数は、統合データのq1と対応するといったように、それぞれの変数名と回答選択肢の対応を示すものである。この変数名対応表をもとに修正版元データの変数ならびに回答選択肢を修正し、統合データコード表に対応した分割データを作成するとともに、分割データに対応したコード表を作成する（図4③、④の作業）。最後

に、分割データセットを既存の統合データに統合すると共に、必要があれば統合データコード表を修正する（図4⑤、⑥の作業）。

図4 子どもの生活実態調査データの標準化、統合の方法と手順



作業手順：

- ① 未統合の自治体データ（以下、元データ）のクリーニング
- ② 変数名対応表の作成(元データと既存統合データの変数名マッチング)
- ③ 分割データの作成(元データの変数を rename&recode し、新たに分割データを作成)
- ④ 変数名対応表を参照し、分割データコード表の作成
- ⑤ 分割データと統合データを append（統合データの作成）
- ⑥ 変数名対応表を参照し、統合データコード表を修正

当初の計画では2018年度中に第一期の自治体のデータを全て統合する予定でいたが、①のクリーニング作業に予想以上の時間がかかった。特に長野県から提供されたデータは、調査票や調査項目数が異なるにも関わらず、調査対象となっていた全ての学年・年齢のデータ（小学1年生、小学5年生、中学2年生、16~17歳）が1つのファイルとして保存されており、しかも学年・年齢変数が用意されておらず、簡単には判別できない状況であった。それゆえデータセット上は同じ変数名でも学年・年齢によって質問の内容が異なるといった状況になっており、統合データとして標準化する前に、学年・年齢ごとにファイルを切り出す作業が必要なが判明した。また、高知県から提供されたデータセットは、単一回答の質問であっても、一般的には複数回答の質問で用いられる記述形式が取られていた。この結果、例えば、回答選択肢が4つある単一回答の質問であれば、回答選択肢4つ分がそれぞれ1つの変数として項目立てがされ、さらにそれぞれに0、1が記入されており、これら4つの変数を1つの変数としてまとめ直すという作業が必要なが判明した。この状況を踏まえ、2018年度中には図4の標準化・統合作業の方法並びに手順の確立を優先し、実際の統合作業は調査票の似通っていた東京都データと広島県データに限って行った。

2019年度は前述の①の作業を終えた長野県データ、さらに東京都大田区データ、東京都八王子市データ、千葉県松戸市データ、東京都世田谷区データをデータベースに加えた。

2020年度は前述の①の作業を終えた高知県データ、山口県データをデータベースに加えた。

2021年度は東京都中野区データ、東京都狛江市データをデータベースに加えた。

2-3-2. 子どもの貧困データベースを用いた分析の実施と政策提言リストの作成

(2-1)分析を通じた政策エビデンスの構築

達成目標 2「分析事例と政策提言リストの作成」に関する実施項目は 2 つある。1 つ目の実施項目は、達成目標 1 で作成した子どもの貧困データベースを活用して政策エビデンスを構築することである。この子どもの貧困データベースを活用した分析は、家計・経済グループ、医療・健康グループ、教育グループを中心に作業を進めた。

まず、家計・経済グループでは、主に①子どもの貧困に関する指標、②貧困と住居、③子どもの貧困に関する政府・自治体の調査について分析を進めた。具体的には、①については、等価世帯所得に加え、家計のひっ迫状況、子どもの物や体験の剥奪の 3 つの視点から子どもの貧困を測定する「生活困難度」を貧困指標として提案し、その指標としての妥当性を統計的にも検討した。②については、生活費に住居費の占める割合が増えることが子どもの生活に与える影響について検討した。③については、政府・自治体が子どもの貧困に対して行っているすべての調査について、それらにおける貧困の測定方法等を調べた。

続いて、医療・健康グループでは、主に①貧困と子どもの食、②貧困と子どもの精神的健康、③医療費助成制度の効果の 3 つについて分析を進めた。具体的には、①については貧困と子どもたちの肥満・BMI の関係、健康の観点から見た子どもたちの食生活の質について検討した。②については、貧困と子どもたちのうつ傾向の関連、③については基礎自治体における中学生に対する医療費助成制度のあり方の違いが、経済的な理由による受診抑制へと与える影響について検討した。

さらに、教育グループでは①貧困と教育期待、②貧困といじめ、不登校、中退、③自治体による学習支援事業の分析を進めた。具体的には①については、貧困であることが保護者と子どもの教育期待（高卒、大卒といった学歴達成に対する期待）に与える影響とその影響の子どもの性別による違いについて検討した。②については、貧困といじめ被害、不登校経験、中退経験の関連について検討した。③については、自治体が学校外で行う学習支援事業の利用者の特性について検討した。

(2-2)政策提言リストの作成

達成目標 2「分析事例と政策提言リストの作成」の 2 つ目の実施項目は政策提言リストの作成である。2-3-3 で示すように、子どもの貧困データベースを用いて行った分析は、すべてデータ提供元の自治体に口頭もしくは書面で報告し、政策提言を行っている。これらは、データ提供元以外の自治体関係者も参照できるよう政策提言リストとしてまとめ、子どもの貧困調査研究コンソーシアムホームページに掲載した。

2-3-3. 協力自治体への政策提言とオープンデータ化の普及

(3-1)協力自治体への分析結果の還元と政策提言

達成目標 3「自治体への還元と普及」においては 3 つの実施項目を計画した。このうち、1 つ目の実施項目は「協力自治体への分析結果の還元と政策提言」である。

5-2、5-3 に示した研究成果については、データ提供元の自治体に対して、条例あるいは覚書の規定に沿って、公表時にその都度、あるいは年度に 1 回まとめて書面にて報告した。論文であれば論文の抜き刷り、口頭発表であれば発表時に用いた資料を印刷の上、送付している。

2-3-2 で言及した特に直接的かつ具体的に参照可能な政策エビデンスについては、口頭にてその内容について報告し、政策提言を行った。また、自治体等からの求めに応じて、研究成果としては公表していない内容について政策提言を行った。これらについては、メールやオンライン会議などといったインフォーマルな形で行われることも多く、回数を挙げるのは

難しいが主だったものを表 2 にまとめた。

表 2 研究成果（政策エビデンス）の自治体への還元（抜粋）

提言先	日付	還元・提言の内容
高知県児童家庭課	2019/3/26	高知県の子どもの貧困の実態など (※)
狛江市児童青少年部子育て支援課	2019/6/27	狛江市の調査から見た狛江市の子どもの貧困の実態について
世田谷区全庁	2019/7/17,31, 8/27	世田谷区の子どもの貧困の特徴など
都民ファーストの会都議団	2019/7/19	東京都における子どもの貧困の現状と求められる施策
東京都福祉保健局少子社会対策部計画課	2019/10/16	東京都の子どもの貧困政策の課題、子どもの医療費助成制度の効果分析
広島県健康福祉局子供未来戦略室（当時）・子供家庭課	2019/10/3	広島県の子どもの貧困の特徴など、子どもの医療費助成制度の効果分析など
山口県健康福祉部こども・子育て応援局／山口県社会福祉協議会	2019/11/29	山口県と広島県の子どもの貧困の比較など
東京都生活保護行政主管課長研修	2020/1/22	生活保護行政における子どもの貧困に関する予備知識の提供
長野県子ども若者局次世代サポート課	2020/2/3	子どもの医療費助成制度の効果分析
東京都特別区協議会	2021/10/27	子どもの貧困対策としての学習支援事業について（第 31 回子どもの貧困研究のフロンティア定例学術研究会」として開催）

(3-2) 自治体職員向けのオープンデータ化の啓発

達成目標 3「自治体への還元と普及」の 2 つ目の実施項目は「自治体職員向けのオープンデータ化の啓発」である。計画段階ではオープンデータ化に関する自治体職員向けの研修プログラムの開発を予定しており、実際に 2018 年度から 2019 年度にかけて八王子市経営計画第二課ならびに生活自立支援課の協力のもと、研修プログラムの開発に取り組んだ。

一般的に自治体におけるオープンデータ化は、社会資本、施設情報、災害情報などの公開が想定されており、統計データが公開されるとしても集計データが想定されることが多い

1。これに対し、本プロジェクトでは個別の社会問題／政策課題に関する研究および EBPM 推進を最終的な目標として、集計前のローデータの提供を目指している。これら自治体実施統計調査のローデータの公開（ないし庁外への目的外利用のための提供）は、前述の一般的なオープンデータ化以上に超えるべきハードルが高いことが予想された。そのため、まずは本プロジェクトが扱う個別の社会問題／政策課題である子どもの貧困について八王子市役所内での理解増進を目指し、研修資料「日本における～「見えない子どもの貧困」を知ろう～」を作成した（図 5）。

図 5 八王子市職員向け研修資料「日本における～「見えない子どもの貧困」を知ろう～」



その後、八王子市職員向けに、より自治体実施統計調査のオープンデータ化に焦点化した研修資料ならびに研修プログラムの開発へと重心を移し、作業を進めていたところ、2019年度末以降の新型コロナウイルス感染拡大を受け、庁内での研修実施が難しくなった。そこで、第一に自治体に対するオープンデータ化の啓発は、子どもの生活実態調査のマイクロデータ提供を依頼する活動（実施項目 1-1「子どもの生活実態調査実施自治体からのデータ提供の実現」）と連動させ、まずは当該自治体の子どもの貧困対策所管部署をターゲットとして推進する、第二に実施項目 3-3「オープンデータ化の手法の普及」を優先させ、その成果として作成するオープンデータ化に関する冊子を全国の自治体に還元する、と計画を変更した。

この計画変更を受け、まずは子どもの生活実態調査実施自治体向けに「子どもの貧困調査研究コンソーシアム説明資料」（図 6）と題した資料を作成し、その中で自治体実施統計調査のオープンデータ化の自治体にとってのメリット等を説明した。この資料を用いて、各自治体と子どもの生活実態調査のマイクロデータ提供の交渉を行い、さらに実際にデータ提供を実現する中で、子どもの貧困に留まらない自治体統計調査オープンデータ化の意義と手法について自治体職員が知見を深めることに貢献した。

1 例えば、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、自治体に公開を推奨するオープンデータとして、AED 設置箇所一覧、介護サービス事業所一覧、医療機関一覧、文化財一覧、観光施設一覧、イベント一覧、公衆無線 LAN アクセスポイント一覧、公衆トイレ一覧、消防水利施設一覧、指定緊急避難場所一覧、地域・年齢別人口、公共施設一覧、子育て施設一覧、オープンデータ一覧をあげている（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室ホームページ「政府 CIO ポータル」参照 <https://cio.go.jp/policy-opendata>）。

図6 自治体向け子どもの貧困調査研究コンソーシアム説明資料イメージ

子どもの貧困調査研究コンソーシアム 説明資料

東京都立大学
子ども・若者貧困研究センター



研究者による二次分析のメリット

現状

- 自治体においては、最初の報告書にて単純集計と簡単なクロス表のみしか記載されない。
→ 困難を抱える子どもの割合はわかるものの、どのような子どもが困難な状況なのかわからない。
- データが羅列されるだけで政策的な示唆を得ることが困難。
- 類似の調査の繰り返し。

研究者が二次分析を行うと・・・

- より詳細な分析を行うことで、困難を抱える子どもやその家庭環境の詳細、地域的な分布まで明らかにできる。
- どのような支援が効果的か示唆を得ることができる。
- エビデンスに基づく政策作りが容易に。
- 手持ちの調査データの二次分析により、追加の調査を行わずに済むことも。

データ統合のメリット

単一自治体だと・・・

- 比較対象がなく、結果の解釈がやや困難。
- 対象者数に限りがあり、少数の事例（父子世帯、外国籍の子ども等）の分析に限界がある。

データを統合すると・・・

- 複数自治体間の比較が可能となり現状をより正しく評価できる。
→ ある政策を行っている自治体群と行っていない自治体群の比較により政策の効果を測ることも可能。
- ケース数が増加し、少数事例の分析も容易に。
- 多くの自治体に共通する全国的な傾向と各自治体の特性の両方を明らかにする事が可能。

個票データとは？

- 個々の回答者の回答結果について一覧したものを、縦に回答者、横に調査項目に対する回答内容を並べて作成される。
- 各々の調査項目選択数に割り振られた数字（コード）によって、回答結果が示されている。
- 回答者の氏名、住所など個人が特定できる情報は掲載されていない（もしくは匿名化が図られている）。
- CSV形式で提供されることが一般的。
- マイクロデータ、ローデータ、匿名データなどと呼ばれる。

性別	年齢	世帯タイプ	収入	就業状況
男	15	父子世帯	10000	無職
女	18	母子世帯	15000	パート

→ 集計・分析 →

性別	年齢	世帯タイプ	収入	就業状況
男	15	父子世帯	10000	無職
女	18	母子世帯	15000	パート

特に沖縄県からのデータ提供にあたっては、県実施統計調査のローデータ提供に関する庁内ガイドラインが整備されていなかったことから、国実施の統計調査に関する総務省政策統括官（統計基準担当）作成「調査票情報の提供に関するガイドライン」や先行して同様のスキームでデータ提供を実現していた広島県の庁内ガイドラインを参考に、沖縄県庁内のガイドライン作成を支援した。

(3-3)オープンデータ化の普及活動

達成目標3「自治体への還元と普及」の3つ目の実施項目は「オープンデータ化の普及活動」である。2018年度以降、実施項目(1-1)および(3-2)を通じて、自治体実施統計調査のオープンデータ化（研究者等への調査ローデータ提供）の法的位置づけ、オープンデータ化推進に関する自治体庁内でのボトルネックについて知見を積み重ねていった。

2020年度には、これらの知見の一般社会への還元を目指し、RISTEX政策のための科学プロジェクト「病床の減少と都市空間の再編による健康イノベーション」（研究代表者：伊藤由希子津田塾大学総合政策学部教授）と共にオンラインシンポジウム「自治体調査データを掘り起こすーEBPM・政策研究の可能性と課題ー」を開催した（図7）。当日は、森田朗RISTEXセンター長（当時）から少子高齢化社会における自治体データ活用の意義について話題提供を受けると共に、平本健二政府CIO上席補佐官（当時）から政府における自治体データのオープンデータ化の取り組みについて報告を受けた。また、自治体データ活用の事例として、本プロジェクト、伊藤プロジェクトに加え、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターによる自治体実施調査も含む社会調査ローデータのアーカイブ事業、広島県健康福祉局子供未来応援課が実施する複数領域にまたがる自治体保有個人データを活用した虐待予防事業について事例報告を行い、自治体保有データの活用の可能性と課題について検討した。当日は、201名（研究者87名、官公庁30名、NPO・NGO16

名、メディア 12 名、一般 56 名) の参加者を得た。

図 7 シンポジウム「自治体調査データを掘り起こす」フライヤー

2021 年度は、シンポジウムで議論した内容をさらに自治体関係者、研究者に還元していくために、自治体調査データのオープンデータ化の意義とその手法について解説する冊子の作成に取り組んだ。その中で、統計調査ローデータ活用における自治体と研究者の協働の先進事例として、神戸大学マイクロセンターと兵庫県、滋賀大学データサイエンス教育センターと滋賀県、彦根市の取り組みに注目し、それぞれの責任者に対する聞き取り調査を行った (表 3)。



表 3 統計調査のローデータ活用に関する聞き取り調査

事例名	聞き取り対象	聞き取り内容	日時
東京大学・多数 社会科学研究所附属 社会調査・データアー カイブ研究センター	三輪 哲 教授 王 氏 (データ寄 託担当)	<ul style="list-style-type: none"> ● SSJDAにおけるデータ 寄託の手法 ● 自治体との交渉経験 ● 公的データのオープン データ化について 	2020年1月21 日
神戸大学・兵庫県	勇上和史氏 (神戸大 学経済学部教授) 中村健太氏 (神戸大 学経済学部准教授)	<ul style="list-style-type: none"> ● 神戸大学マイクロデータ センターと兵庫県の兵 庫県実施統計調査の調 査票情報の提供に関す る協定について ● 自治体統計調査の二次 分析の可能性と課題に ついて 	2021年11月 10日11時～12 時
滋賀大学・滋賀県/ 彦根市	佐藤正昭氏 (滋賀大 学データサイエンス 学部教授、元総務省 統計局兼政策統括官 (統計基準担当) 職 員) 中川雅央氏 (滋賀大 学データサイエンス 教育研究センター助 教) 伊達平和氏 (滋賀大 学データサイエンス 学部准教授)	<ul style="list-style-type: none"> ● 滋賀大学と滋賀県/ 彦根市との共同研究につ いて ● 自治体統計調査の二次 分析の可能性と課題に ついて 	2021年11月 29日14時～ 15時

これらの内容を反映させた冊子は、2022年3月中に刊行し、子どもの貧困調査研究コンソーシアムならびに東京都立大学子ども・若者貧困研究センターHPで公開すると共に、印刷の上、関係する自治体、研究機関、研究者等に送付する。

3. 研究開発結果・成果

3-1. プロジェクト全体としての成果

本プロジェクトの「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」としてのリサーチ・クエスチョンは、「科学技術イノベーションを政策において活用することを阻む行政内のハードルの解明とその解決方法は何か」である。換言すれば、国による統計法に基づく調査票情報の二次的利用の推進とオープンデータ推進の潮流のなかにあっても、自治体において調査票情報（統計調査のローデータ等）の研究者による二次分析が進まない理由が何であるのか、さらにその状況を改善し、地域に根ざした社会問題の研究と自治体における EBPM を同時に推進する方法がどのようなものであるのか、この 2 つの問いの答えを実践的に明らかにすることが本プロジェクトの課題であった。また、その課題達成は「子どもの貧困に関するデータベースの構築」、「分析事例と政策提言リストの作成」、「自治体への還元と普及」の 3 つの目標の実現を通じて目指されていた。本プロジェクト全体として、この課題は十分に達成され、リサーチ・クエスチョンが実践的に解き明かされたと考えられる。

まず、第一の問いについては、「実施項目 1-1. 子どもの生活実態調査実施自治体からのデータ提供の実現」を通じて、「制度の複雑さおよび不備」、「自治体内での統計調査の位置づけ」が、自治体における統計調査ローデータの利活用を阻んでいることが明らかになった。「2-3 実施内容」で述べたとおり、統計法上、都道府県ならびに政令指定都市が行う届出統計（総務省に実施を届け出る統計調査）の調査票情報の提供等、二次的利用のありようはそれぞれの自治体の条例によって定められることとなっている。しかしながら、表 4 で示すように統計調査条例を持つ都道府県は 45 都道府県であり、さらに条例内で本プロジェクトの試みのような研究者への調査票情報の提供を可能とする規定を設けているのは 36 都道府県に留まる。政令指定都市に至っては、統計調査条例を定めているのは 20 都市中 2 都市のみであり、いずれの都市も研究者への調査票情報提供に関する規定はない。また、条例をもつ 2 都市の統計部局に電話にて問い合わせたところ、担当者の把握している限り、調査票情報を外部に提供したことはない、とのことだった。

表 4 都道府県・政令指定都市の統計調査条例の整備状況²

	条例	調査票情報の提供規定	学術機関／研究者への調査票情報の提供規定
都道府県	45/47	45/47	36/47
政令指定都市	2/20	0/20	0/20

また、一般的に、統計調査条例および統計条例施行規則においては、あくまで自治体が調査票情報を提供することができる条件（対象や提供をうける目的など）が定められているだけであって、実際の調査票情報提供の申出について、対応する部署、対応の手順、提供の可否を判断する際の基準などは定められていない。こういった実務上のルールは、総務省が国による届出統計について定めた「総務省調査票情報の提供に関するガイドライン」を参考に各自自治体が定めるものであるが、「2-3. 実施内容」でも述べたとおり、沖縄県のように未整備の場合もある。以上のように、新統計法の成立以降、積極的に推し進められる国による統計調査の二次的利用に比して、自治体による統計調査の二次的利用は、法的な制度基盤の整備が不十分なままである。このような状況が研究者による自治体統計調査の二次分析が進まない理由の 1 つである。

² 各自自治体がインターネット上で公開する例規集データベースを用いて調べた。

理由の2つ目に、自治体行政における統計調査業務の位置づけのありようが研究者による二次分析を進める上での障害となっている。一般に、自治体が独自に調査を行う場合、この実務を担うのは統計の専門部局ではなく、例えば子どもの貧困であれば、福祉関係や子ども関係の部局といったように、それぞれの政策課題、調査課題を所管する部局である。統計専門部署の主要な業務は国が実施する基幹統計調査等を実施すること、当該自治体に関する統計情報を集計して公開することであり、自治体が独自に調査を実施する場合でも、統計法上の定めに基づく総務省への届出業務を担うといった限定的な関わり方をする場合が一般的である。

そしてこのような業務の違いをうけ、自治体独自の統計調査を実施する部局において統計調査に関する知見が蓄積されていない、といった状況がしばしば生まれている。研究者が自治体実施統計調査の二次分析を行おうとすると、まずはこれら調査実施原課と交渉をすることとなるが、研究者と自治体職員の間で知見の共有がなされていないがためにコミュニケーションコストが膨大になってしまう。具体的には、調査票情報を提供する自治体側のメリットが理解されづらかったり、個人情報流出³に対して強い懸念を示されたりといったことがあった⁴。

さらに、自治体が独自に実施する調査の実務については行政コンサルタント会社や調査会社に委託されることがほとんどであるが、統計調査に関する知見が現場で蓄積されていないために、委託先の業務を十分に管理できているか疑わしい事例も本プロジェクト中に散見された。実際、委託先からローデータが納品されているかどうかを把握していない自治体も多い。そのうえで特に一般競争入札の場合は、社会統計調査の十分な経験をもっていない企業が受託することも多く、「2-3. 実施項目」で示した長野県と高知県の事例のように、独自の方法で集計されているケースもある。自治体側に統計調査に関する十分な知見が共有されていないがために、こういった質の低い作業についてもコントロールできておらず、データ提供を実現したとしても分析を可能とするまでのデータクリーニングに多大な労力を割かねばならない、といった障害もある。

本プロジェクトでは上記2つの障害を乗り越えて、のちに表5で示すように13自治体からのローデータ提供を実現した。さらに複数自治体のローデータを統合した統合データセットを作成し、その分析を通じて子どもの貧困の地域性に関して学術的知見を発表するとともにその知見に根差した政策提言を行った(5-2および表5)。また、プロジェクト全体を通して培った自治体統計調査のオープンデータ化に関する知見の普及も試みている(図7)。子どもの貧困というにおいて、自治体統計調査のオープンデータ化を実現し、二次分析を通じて医療費助成制度の効果を示すなど地域に根ざした政策研究・EBPMの推進に貢献したものと考えている。

さらに、これら子どもの貧困分野における成果を踏まえ、より広く自治体統計調査のオープンデータ化について考えるならば、オープンデータ推進施策のなかで政府が示している「オープンデータ・バイ・デザイン」という発想が、「科学技術イノベーションを政策において活用することを阻む行政内のハードルの解決方法」として参考になる。

「オープンデータ・バイ・デザイン」とは首相官邸の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が2021年6月15日に改定版を公表した「オープンデータ基本方針」で示されたものであり、「公共データ⁵について、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企

³ 統計調査は匿名で行われることが多いうえに、統計法第52条には公的統計が個人情報保護法の適用外であることが定められている。もちろんローデータ流出は絶対に起こしてはならず、本プロジェクトでも国実施統計調査の調査票情報の提供において求められるものと同様の厳重なデータ管理体制を構築した。

⁴ 自治体行政における統計調査業務の位置づけとは別に、提供されたローデータの分析結果が議会やマスコミ等で自治体担当者の思惑とは異なる形で注目を浴びることへの恐れが示されることもあった。

⁵ ここで公共データとは「電磁的記録に記録された情報」(官民データ活用推進基本法第2条)であって、「国若しくは地方公共団体又は独立行政法人」(同法第2条)により、「その事務又は事

画、整備及び運用を行うこと」を意味する。この背景には「公共データは国民共有の財産であるとの認識」があり、その認識のもと「政策（法令、予算を含む）の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする」ことが謳われている。

また、同日に同じく改定された「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では自治体にもこの原則が適用されることが明記され、さらに以下の通り、特に自治体におけるオープンデータ推進においては「地域の課題解決」という視点の重要性が示されている。

地方公共団体においてオープンデータに取り組むに当たっては、上記の意義⁶に加えて、公共データの公開と利活用により地域の課題を解決するという視点も重要である。また、地域の課題を解決する視点からは、住民や民間企業との連携を図りつつ、地域の目標として取り組むことも必要である。

この「住民や民間企業との連携」によって「地域の課題を解決する」という視点は、まさに本プロジェクトが掲げる地域に根差した政策研究と EBPM の同時推進という目標と響きあうものである。本プロジェクトが子どもの生活実態調査実施自治体よりローデータの提供を受ける上で、多大な労力を要したのは、そもそも自治体行政において自身の実施した統計調査のローデータを研究者に二次分析させるといったこと、特に複数自治体のデータを統合して分析させることが想定されていないからである。だからこそ、条例などの法規制が複雑かつ未整備な状況にあるのだ。オープンデータ・バイ・デザインにならって「二次分析・バイ・デザイン」、すなわち研究者が二次分析をする可能性を前提として、自治体による統計調査が実施されることが、自治体統計調査のオープンデータ化の一層の推進には求められるだろう。

統計調査の二次分析を実現するための制度設計は、政府のオープンデータ推進施策と時に交わりながらも基本的には統計法という個別法の枠組み内で行われてきた。しかしながら、国実施統計調査に比べ、二次分析のための制度整備が進んでいない自治体統計調査に関しては特に、先に確認した政府による自治体におけるオープンデータ推進と共通の意義、メリットを持っている。このことを踏まえると、大きく政策の大方針を示すのであればオープンデータ推進施策と自治体統計調査の二次分析推進が一体となって進められることが望ましいと言えよう。中でも子どもの貧困のように政府計画の下、自治体に実態把握のための調査実施が推奨されるような場合は、計画段階からそれら個別自治体調査のデータセットを統合し、分析をすることが前提とされることが望まれる⁷。

さらに、オープンデータ・バイ・デザインというアイデアに「公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと」、即ちデータの公開を見込むことで既存の業務のあり方全体の見直しが含まれている点が重要である。自治体統計調査のオープンデータ化においても、研究者の二次分析を前提とするのであれば、現

業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの」（同法第 2 条）を指す。

⁶ 次の 3 つがオープンデータの意義としてあげられている。

- ア 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- イ 行政の高度化・効率化
- ウ 透明性・信頼性の向上

⁷ この必要性は仮に政府が当該テーマに関して全国調査を行う場合でも減じない。なぜなら政府が行う全国調査は予算の関係上、標本サイズが数千程度となるのが通常だからだ。このサイズでは地域性の視点を取りこんだ分析には耐えられない。

行の統計調査業務のプロセスの見直しを伴うであろう。

この点、国が実施する統計調査の二次的利用については、統計法等によって明確な法整備がなされると共に、調査票情報の提供、匿名データの提供、オーダーメイド集計といった多彩な手段が用意されており、さらにデータレイアウト、コード表含めデータセットの標準化とアーカイブ化が進められている。しかもこの二次的利用に関する実務は、国勢調査をはじめ国実施の統計調査業務を担う独立行政法人統計センターが担っており、国においてはすでに研究者の二次分析を前提に統計調査の企画・運営がなされているといっても過言ではない。

これに対し、自治体実施の統計調査において二次分析・バイ・デザインを実現するには、実務的には①研究団体による調査企画段階からのコミットメント、②データセットの標準化の二点が重要である。2-3-1で長野県および高知県の事例を紹介したとおり、現行の自治体統計調査では特にデータ集計の面において、一般的でないルールに基づいて業務を行う企業、団体があるようだ。また、本項にて先に述べたとおり、自治体行政における統計行政の位置づけのあり方から、調査所管課の職員がそれら委託先の業務内容を管理監督することに難しさもある。このような状況では仮に研究者に対してローデータが提供されたとしても、本プロジェクトのように分析にかけられるレベルにまでデータをクリーニングするのに膨大な時間と労力がかかってしまう。

これを解決する手段として、調査設計の段階から調査テーマと統計調査の技法の両方に習熟した専門家が関与することが考えられる。ただし、研究者個人や個別の研究機関が協力できる自治体の数にも限界がある。例えば、子どもの貧困調査研究コンソーシアムのような研究団体、学会などの参加機関、メンバーが協力して分担することで個々の負担を軽減するといった方法も考えられるだろう。

さらに、研究団体などが一括して任意のテーマに関する自治体実施統計調査に協力することができたとしても、データレイアウトやコード表などが統一されていないと、この標準化にさらに労力がかかる。すでに子どもの貧困分野では内閣府が自治体向けに推奨される調査項目を公表しているが、当該分野に限らず政府から自治体に調査実施を推奨、義務づける場合には、より積極的に共通の調査票を用意することも考えるべきであろう。この際、自治体ごとの関心の違いなどは個別に調査項目を付け加えるなどの方法で対応することが考えられる。

以上のように、本プロジェクトは子どもの貧困に関するデータベースを構築、分析することで、地域に根ざした政策研究とEBPMの推進を図ると共に、自治体統計調査のオープンデータ化を阻むハードルを明らかにし、その解決方法を提案した。

3-2. 実施項目ごとの結果・成果の詳細

3-2-1. 子どもの貧困に関するデータベースの構築

子どもの生活実態調査を実施した 13 自治体よりローデータの提供を受け、うち 11 自治体のローデータを統合した（表 5）。

表 5 データ提供を受けた自治体とデータベースへの格納状況

自治体	ローデータ提供のスキーム	データ統合
東京都	東京都統計条例第 10 条第 2 号	統合済
長野県 ^{*1}	「長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査」データ利用に関する覚書	統合済
広島県	広島県統計条例第 11 条第 2 号	統合済
高知県 ^{*2}	高知県統計調査条例第 8 条第 1 号	統合済
山口県	山口県統計調査条例第 9 条第 2 号	統合済
沖縄県 ^{*3}	沖縄県統計調査条例第 6 条第 2 号	未統合
大田区	「大田区子どもの生活実態に関するアンケート調査」データ利用に関する覚書	統合済
松戸市	「松戸市子育て世帯生活実態調査」のデータ利用に関する覚書	統合済
八王子市	八王子市「子どもの生活実態調査」のデータ利用等に関する覚書	統合済
世田谷区	「子どもの生活実態調査」データ利用に関する覚書	統合済
中野区	「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」データ利用に関する覚書	統合済
狛江市	「子どもの生活実態調査」データ利用に関する覚書	統合済
荒川区 ^{*4}	「第 2 期荒川区子ども・子育て支援計画策定に係るニーズ調査」データ利用に関する覚書	未統合

^{*1} 調整の結果、子どもの貧困調査研究コンソーシアム参加機関がそれぞれ同じ文言で長野県と覚書を結ぶこととなった。

^{*2} 高知県に対しては東京都立大学としてのみ調査票情報の提供を申請している。

^{*3} 沖縄県は未就学児（保護者のみ）、小学生、中学生、高校生年代それぞれ独自の調査票で調査を行っており、本プロジェクト実施中にデータ統合をおえることができなかった。

^{*4} 荒川区から提供を受けたデータはいわゆる「子どもの生活実態調査」ではなく、子育て支援計画立案のためのニーズ調査のものである。

3-2-2. 子どもの貧困データベースを用いた分析の実施と政策提言リストの作成

子どもの貧困データベースを用いて分析を行い、査読付き論文 9 本（5-2-1）、査読なし論文 9 本（5-2-2）、学会での口頭発表 18 本の成果を公表した（5-3）。また、これらの成果を全てデータ提供元自治体に書面にて還元した。これらは、自治体への直接的還元、研修資料の作成、自治体主催のシンポジウムや研修会による還元、一般市民向けの講演会などによる還元など、さまざまな形態を取っている（6）。

3-2-3. 協力自治体への政策提言とオープンデータ化の普及

3-2-2 の通り、ローデータ提供元の自治体への成果還元と政策提言を行った。また、前述の通り、ローデータ提供について交渉、依頼する中で、自治体統計調査のオープンデータ化の意義と手法について自治体職員に啓蒙していった。特に、沖縄県においては統計調査条例に基づく調査票情報提供の申出に対する対応について具体的な指針が用意されていなかったことから、国実施の統計調査に関する総務省政策統括官（統計基準担当）作成「調査票情報の提供に関するガイドライン」や先行して同様のスキームでデータ提供を実現していた広島県の庁内ガイドラインを参考に、沖縄県庁内のガイドライン「調査票情報の提供に関する事務処理要領」作成を支援した。このガイドラインを作成することで、統計調査条例に基づくデータ提供の庁外からの申出に対して、申出者が提出すべき書類、申出に対して対応する

所管部局、申出から審査、データ提供に至る手続き、審査の基準等が庁内で公式に共有されることとなり、本プロジェクト以外の研究者による同様のデータ提供申出にも道を開くことができた。

3-3. 今後の成果の活用・展開に向けた状況

3-3-1. 中長期的な観点での効果・効用、今後の活用の可能性

前述の通り、これまでに子どもの貧困データベースに5都県、6基礎自治体のデータを格納した。しかしながら、都道府県に限っても32自治体が子どもの生活実態調査を行っている(2021年11月現在)。今後は、データ未統合の沖縄県を統合するのはもちろんのこと、より多くの自治体からローデータの提供を受けることでデータベースの充実を図る予定である。

3-3-2. 当該地域・研究領域の枠を超えて普及・定着すると見込まれる成果

ローデータの提供を受けた自治体の統計部局に問い合わせたところ、いずれの自治体からも統計調査条例に基づく調査票情報の提供は、本プロジェクトが初めての事例であるとの回答を得た。また特に、沖縄県では前述の通り、本プロジェクトの申出が、調査票情報の提供に関する庁内ガイドラインの整備にもつながった。本プロジェクトの取り組みを通じて、理論上、自治体が実施する統計調査の研究者による二次分析の可能性を示すことができた。また、政府の大綱ならびに計画にて実態調査が自治体の努力義務となっている子どもの貧困同様に、男女共同参画基本計画に基づく都道府県の男女共同参画に関する調査、ひとり親家庭実態調査など、複数の自治体で同時期に類似の調査票に基づき調査が行われている分野がある。これらの領域では特に、本プロジェクト同様、複数の自治体データセットを統合し、分析を進めることが可能である。

3-3-3. 関与者間のネットワーク

前述の通り、本プロジェクトでは子どもの生活実態調査に関わった6大学・機関からなる子どもの貧困調査研究コンソーシアムを立ち上げた。また、3-1. で示した通り、自治体統計調査のオープンデータ化には、調査段階での統計データの質保証の観点から研究者による協力が求められる。これを一研究者、一研究機関で対応することは時間、労力の面で難しいが、研究者ネットワークとして対応していく可能性はあるだろう。今後は子どもの貧困調査研究コンソーシアムの法人化や学会化も検討していく。

4. 研究開発の実施体制

4-1. 研究開発実施者

(1) 統括グループ（リーダー氏名：阿部彩）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職 (身分)
阿部彩	アベアヤ	東京都立大学	人文社会学部人間社会学科	教授
川口遼	カワグチリョウ	東京都立大学	子ども・若者貧困研究センター	特任助教
山本直子	ヤマモトナオコ	東京都立大学	子ども・若者貧困研究センター	特任研究員
内藤朋絵	ナイトウトモエ	東京都立大学	子ども・若者貧困研究センター	RA
酒井祐典	サカイユウスケ	東京都立大学	子ども・若者貧困研究センター	RA
梶原豪人	カジワラカツヒト	東京都立大学	子ども・若者貧困研究センター	RA
湯承晨	トウ ショウシン	東京都立大学	大学院人文科学研究科	院生
近藤天之	コンドウ タカユキ	東京都立大学	大学院人文科学研究科	院生
劉名洋	リュウメイ ヨウ	東京都立大学	大学院人文科学研究科	院生

(2) 家計・経済グループ（リーダー氏名：阿部彩）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職 (身分)
阿部彩	アベアヤ	東京都立大学	人文社会学部人間社会学科	教授
大石亜希子	オオイシアキコ	千葉大学	大学院社会科学研究院	教授
山野良一	ヤマノリョウイチ	沖縄大学	人文学部福祉文化学科	教授

(3) 医療・健康グループ（リーダー氏名：酒井厚）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職 (身分)
酒井厚	サカイアツシ	東京都立大学	人文社会学部人間社会学科	准教授

藤原武男	フジワラタケオ	東京医科歯科大学	医学部	教授
可知悠子	カチュウコ	北里大学	医学部	講師
加藤承彦	カトウツグヒコ	国立成育医療研究センター	社会医学研究部 行動科学研究室	室長

(4) 教育グループ (リーダー氏名：川口遼)

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職 (身分)
川口遼	カワグチリョウ	東京都立大学	子ども・若者貧困研究センター	特任助教
未富芳	スエトミカオリ	日本大学	文理学部	教授
松本伊智朗	マツモトイチロウ	北海道大学	教育学部	講師

4-2. 研究開発の協力者・関与者

氏名	フリガナ	所属	役職	協力内容	公開
伊藤由希子	イトウユキコ	津田塾大学	教授	自治体におけるオープンデータ化の手法に関する共同研究	○
黒田公美	クロダクミ	理化学研究所	グループリーダー	虐待と貧困の関係についての共同研究	○
担当者		東京都総務局総務部 (大学連携担当)	部長	子どもの貧困調査研究コンソーシアムとしての調査票情報提供の申出に関する調整	○
担当者		東京都福祉保健局少子社会対策部計画課	課長 課長代理 係長ほか	子どもの貧困調査研究コンソーシアムとしての調査票情報提供の申出に関する調整	○
担当者		広島県健康福祉局子供未来応援課	課長、主査ほか	子どもの貧困調査研究コンソーシアムとしての調査票情報提供の申出に関する調整	○
担当者		山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課青少年・家庭福祉班	係長ほか	子どもの貧困調査研究コンソーシアムとしての調査票情報提供の申出に関する調整	○

担当者		沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課	課長、係長ほか	子どもの貧困調査研究コンソーシアムとしての調査票情報提供の申出に関する調整	○
担当者		高知県地域福祉部児童家庭課（当時）	職員	東京都立大学としての調査票情報提供の申出に関する調整	○
担当者		高知県総務部統計分析課	チーフ	東京都立大学としての調査票情報提供の申出に関する調整	○
担当者		大田区福祉部福祉管理課	職員	覚書締結に関する調整	○
担当者		松戸市子ども部子ども家庭相談課	職員	覚書締結に関する調整	○
担当者		八王子市子ども家庭部子どもの幸せ課	課長ほか	覚書締結に関する調整	○
担当者		世田谷区子ども若者部子ども家庭課	課長、係長ほか	覚書締結に関する調整	○
担当者		中野区子ども教育部子ども・教育政策課	職員	覚書締結に関する調整	○
担当者		狛江市子ども家庭部子ども政策課企画支援係	職員	覚書締結に関する調整	○
担当者		荒川区子ども家庭部子育て支援課管理調整係	課長、係長ほか	覚書締結に関する調整	○

5. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

5-1. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

5-1-1. 情報発信・アウトリーチを目的として主催したイベント（シンポジウムなど）

シンポジウム

年月日	名称	場所	概要・反響など	参加人数
2020/9/5	児童虐待への文理融合アプローチ：世帯の貧困、おやこの支援に着目して	オンライン	児童虐待の加害者の幼少期の逆境経験や貧困などの要因を社会科学的に議論した。	246名
2021/3/5	公開シンポジウム「自治体調査データを掘り起こす」	オンライン	自治体データのオープンデータ化に係わる課題と到達点について議論した。	172名

定例研究会

年月日	名称	場所	概要・反響など	参加人数
2018/10/15	子どもの貧困研究のフロンティア定例学術研究会 第6回	首都大学 東京飯田 橋キャン パス	住宅費の負担と子どものウェルビーイング（小田川華子）	29名
2019/5/27	同、第13回		家庭の生活困難度と子どもの内在化型問題行動——子どもの仲間関係と自尊感情によるプロセスモデルの検討（酒井厚）	50名
2019/11/7	同、第18回		子どもの貧困対策法改正の学術的インパクト——当事者としての子ども・若者の意見表明と最善の利益をめぐって（末富芳）	58名
2020/1/22	同、第20回		大人になってからの親子関係：貧困層は本当に親とも疎遠なのか？（阿部彩）	59名
2021/1/27	同、第24回	オンライン	「子どもの貧困実態調査」の研究（梶原・近藤・湯）	121名
2021/4/23	同、第26回		外国につながる子どもの貧困——子どもの生活実態調査からの分析（山本直子）	99名
2021/5/27	同、第27回		いじめ被害の要因としての物質的剥奪——「仲間に溶け込む」ために必要な所有物の欠如に着目して（梶原豪人）	84名

2021/10/27	同、第31回		子どもの貧困対策における学習支援事業：利用者の特性の分析（阿部彩）	124名
------------	--------	--	-----------------------------------	------

5-1-2. 研究開発の一環として実施したイベント（ワークショップなど）

年月日	名称	場所	概要・反響など	参加人数
2018/10/10	子どもの貧困調査都道府県比較プロジェクト第一回会議	大阪府立大学	子どもの生活実態調査に関わった経験のある研究者が集まり、共同研究の可能性について議論した。	10人
2018/10/10	子どもの貧困調査都道府県比較プロジェクト第一回会議	日本福祉大学	子どもの生活実態調査に関わった経験のある研究者が集まり、共同研究の可能性について議論した。	9人
2019/3/12	子どもの貧困調査都道府県比較プロジェクト第二回会議	大阪府立大学	コンソーシアムを設立し、子どもの生活実態調査を共同で分析していくこととなった。	13人
2019/9/13	阿部 PJ・黒田 PJ 研究会	理化学研究所革新知能統合研究センター	脳科学的な虐待研究と社会科学的な貧困研究との連携、データ収集の方法などについて議論した。	6人
2019/11/12	子どもの貧困調査研究コンソーシアム第1回運営会議	八重洲倶楽部	コンソーシアムとして自治体から子どもの生活実態調査データの利用許諾を得ることを目指すこととなった。	16人
2020/1/29	自治体データ活用に関する意見交換会	東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（CSRDA）	自治体から調査データの寄託を受けている CSRDA と意見交換をした。	4人

5-1-3. 書籍、DVD など論文以外に発行したもの
なし

5-1-4. ウェブメディア開設・運営

東京都立大学子ども・若者貧困研究センターホームページ 運営

<https://www.tmu-beyond.tokyo/child-and-adolescent-poverty/>
子どもの貧困調査研究コンソーシアムウェブサイト
<https://kodomo-hinkon-research.org/> 2020年3月31日開設

5-1-5. 学会以外 (5-3. 参照) のシンポジウムなどでの招へい講演 など
6にまとめて掲載。

5-2. 論文発表

5-2-1. 査読付き (9 件)

- (1) 阿部彩 (2019) 「親から見た剥奪と子から見た剥奪~親は何をあきらめ、子は何が欲しいのか~」『貧困研究』 22, p.94-105.
- (2) Abe, Aya, (2019) “Developing Deprivation Index for Children Taking into Account of Adaptive Preferences”, *Child Indicator Research*, 12: 647-665.
- (3) 小田川華子 (2020) 「家賃負担が子どもの生活に与える影響」『社会政策』 11(3): 139-150.
- (4) 阿部彩 (2021) 「祖父母世代の貧困と孫の BMI と抑うつとの関係：東京都「子どもの生活実態調査」の分析」『日本公衆衛生雑誌』 68(5): 339-348.
- (5) Yuko Kachi, Aya Abe, Hisashi Eguchi, Akiomi Inoue, and Akizumi Tsutsumi. (2021)“Mothers’ Nonstandard Work Schedules and Adolescent Obesity: A Population-Based Cross-Sectional Study in the Tokyo Metropolitan Area,” *BMC public health*, 21, <https://bmcpublihealth.biomedcentral.com/articles/10.1186/s12889-021-10279-w>.
- (6) 梶原豪人・栗原和樹・小山幸・近藤天之・瀧澤宏直・湯承晨・張秀賢・阿部彩 (2021) 「日本の高校生のフード・インセキュリティ：東京都「子供の生活実態調査」を用いた実証研究」『社会政策』 13(2): 102-114.
- (7) 梶原豪人 (2021) 「なぜ貧困家庭の子供は不登校になりやすいのか：不登校生成モデルを用いた実証研究」『教育社会学研究』 109 (掲載決定・2021年12月刊行予定).
- (8) 梶原豪人・近藤天之・栗原和樹 (2021) 「自治体による子どもの貧困実態調査の全国的把握」『貧困研究』 27 (掲載決定・2021年12月刊行予定)
- (9) 阿部彩・川口遼・梶原豪人 (2022) 「子どもの医療費軽減制度と子どもの健康」『医療と社会』 31(3). 早期公開 (掲載決定 2022年1月刊行予定).

5-2-2. 査読なし (9 件)

- (1) 阿部彩 (2019) 「子どもの貧困に関する調査に特化した6大学コンソーシアムの設立」『貧困研究』 23: 125-126.
- (2) 川口遼 (2020) 「子どもの貧困と二重のジェンダー化—貧困の影響における性別の交互作用」子ども・若者貧困研究センターWorking paper No.8.
- (3) 三澤杏紗・阿部彩 (2020) 「母子世帯の不安—自由記述回答から」子ども・若者貧困研究センターWorking paper No.9.
- (4) 阿部彩・松村智史 (2020) 「子どもの貧困対策における学習支援事業：利用者の特性の分析」『季刊社会保障研究』 5(3): 287-300.
- (5) 阿部彩 (2020) 「子どものうつと貧困：DSRS-Cを用いて」東京都立大学子ども

- も・若者貧困研究センターWorking Paper No.10.
- (6) 梶原豪人 (2020)「不登校経験者の高校進学とその後の不登校、中退」東京都立大学子ども・若者貧困研究センター Working Paper Series No.12.
 - (7) 川口遼 (2020)「学校中退とその後の進路」東京都立大学子ども・若者貧困研究センター Working Paper Series No.13.
 - (8) 梶原豪人 (2020)「いじめ被害の要因としての貧困—「仲間に溶け込む」ために必要な所有物の欠如に着目して」東京都立大学子ども・若者貧困研究センター Working Paper Series No.16.
 - (9) 山本直子 (2021)「外国につながる子どもの貧困」東京都立大学子ども・若者貧困研究センター Working Paper Series No.17.

5-3. 口頭発表 (国際学会発表及び主要な国内学会発表)

5-3-1. 招待講演 (国内会議 5 件、国際会議 2 件)

- (1) 阿部彩 (2018)「子どもの貧困問題の立場から」日本遊戯療法学会 第24回大会 シンポジウム1「子どもの今—その現実と支援者としてできること」、東京都立大学、2018/6/23.
- (2) 阿部彩 (2018)「「子供の貧困」と「機会の平等」」経済社会学会第54回大会「現代社会における格差・不公平・不平等」、慶應義塾大学、2018/9/9.
- (3) 阿部彩「経済的ストレスと子ども・保護者のウェル・ビーイング」第36回日本ストレス学会・学術総会、北里大学、2020/10/24.
- (4) Abe, Aya(2021) “Constructing Child Deprivation Index for Japan,” The Sixth Peter Townsend Memorial Conference Poverty and the Sustainable Development Goals: From the Local to the Global, Bristol Poverty Institute, Bristol University, 27-29 April 2021.
- (5) 阿部彩 (2021)「日本の相対的貧困と子どもの健康格差」第68回日本小児保健協会学術集会 分野シンポジウム「コロナ禍での経済危機と子どもの貧困」、オンライン、2021/6/18-20.
- (6) 阿部彩 (2021)「日本の貧困の現状とこれから:地域における包摂」日本地域看護学会第24回学術集会、オンライン、2021/9/11.
- (7) Abe, Aya & Kondo, Takanori (2020) “MIS in Japan 2019” Minimum Income Standard Global Network Virtual Symposium 2020, オンライン、2020/7/ 22-23.

5-3-2. 口頭発表 (国内会議 8 件、国際会議 3 件)

- (1) 阿部彩 (2018)「親から見た剥奪と子から見た剥奪」社会政策学会第137回 (2018年度秋季) 大会、北海学院大学、2018/9/15.
- (2) Abe, Aya (2018) “Consistency of Parent-reported and child-reported material deprivation and their relationship to psychological well-being of children in Tokyo,” World Social Science Forum 2018, 福岡国際会議場、2018/9/25-28.
- (3) Abe, Aya (2018) “Child Poverty Discourse in Japan and Child Deprivation Index” The 8th Asia Conference on Inequality and Poverty, Seoul National University Institute of Social Welfare, Seoul, Korea, 2018/11/1-2
- (4) 阿部彩 (2019)「子どもの社会階層・貧困の測定法や分析法」理論に基づく健康アウトカムに鋭敏な日本社会における社会階層の測定法と分析法の探索第1回研究会議、一橋大学、2019/7/24.

- (5) 阿部彩 (2019) 「1代目貧困と2代目貧困に違いはあるか」社会政策学会第139回大会 (2019年秋季)、法政大学、2019/10/20.
- (6) 阿部彩 (2020) 「JGSSから見る貧困と家族からの孤立」JGSS国際シンポジウム2020, 大阪商業大学, 2020/1/14.
- (7) 近藤天之・阿部彩・梶原豪人・小山幸・栗原和樹・瀧澤宏直・湯承晨・張秀賢 (2020) 「日本の高校生のフード・インセキュリティ～貧困との関連に着目して～」社会政策学会第140回大会 (2020年春季)、東京都立大学、2020/5/24.
- (8) 山本直子「外国につながる子どもの貧困」移民政策学会冬季大会、2020/12/12、オンライン.
- (9) 加藤承彦・阿部彩・川口遼 (2020) 「母親の幼少期の逆境体験が成人後の母親のメンタルヘルスとその子どものメンタルヘルスに与える影響」第31回 日本疫学会 学術総会, 2021/1/27-30、オンライン.
- (10) Abe, Aya (2021) “The Effect of the COVID-19 Pandemic on Poor Children in Japan,” The 27th Annual Conference of the Foundation for International Studies on Social Security & The 17th Annual Conference of the East Asian Social Policy Research Network, 2-4 July 2021, Lingnan University, Hong Kong (Online)
- (11) 山本直子「新型コロナウイルス感染拡大が 外国ルーツの世帯へ及ぼした影響」カルチュラル・タイフーン2021、2021/6/26、オンライン.

5-3-3. ポスター発表 (国内会議 0 件、国際会議 0 件)
なし

5-4. 新聞報道・投稿、受賞など

5-4-1. 新聞報道・投稿

- (1) 「生活支援策の拡充を」公明新聞、2019/1/11.
- (2) 「子どもの貧困対策法 5 年」読売東京、2019/1/28.
- (3) 「子どもの貧困対策練り直せ」毎日新聞、2019/4/4.
- (4) 「子どもの貧困「自炊力」ではねかえす」朝日新聞、2019/8/27.
- (5) 「東京の未来像『貧困対策』」都政新報、2019/11/22.
- (6) 「子どもの貧困対策推進法 6 年 ひとり親救済 数値目標を」中日新聞、2019/12/31.
- (7) 「子ども貧困改善数値目標を」東京新聞、2019/12/31.
- (8) 「子どもの貧困を防ぐ」聖教新聞、2020/1/16.
- (9) 「学校開き居場所を作って」朝日新聞、2020/6/26.
- (10) 「日本も社会保障拡充を」愛媛新聞 (共同通信)、2021/5/5.
- (11) 「日本の民間支援は限界」山陰中央新報 (共同通信)、2021/5/5.
- (12) 「困窮時対応の改善、平時から」日経新聞、2021/2/1.
- (13) 「今を読み解く『格差が生む子どもの貧困』」日本経済新聞、2021/3/13.

子どもの貧困調査研究コンソーシアム設立の記事一覧

- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」共同通信、2019/9/18.

- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」徳島新聞、2019/9/18.
- ・ 「子の貧困、共同研究組織 沖大など全国6大学、日本初」琉球新報、 2019/9/19.
- ・ 「子どもの貧困 6大学で調査」東京新聞、2019/9/19.
- ・ 「6大学が子どもの貧困研究 地域特性を明らかに」日経新聞、2019/9/19
- ・ 「子供の貧困を共同研究 6大学によるコンソーシアム発足」教育新聞、2019/9/19.
- ・ 首都大・北大ら6大学、子どもの貧困調査研究コンソーシアム発足」リセマム、2019/9/19.
- ・ 「子ども貧困研究コンソーシアム」日刊工業新聞、2019/9/19.
- ・ 「6大学が子どもの貧困研究チーム」毎日新聞、2019/9/23.
- ・ 「子どもの貧困対策 全国6大学が自治体データ分析 効果的な政策探る」沖縄タイムス、2019/9/26.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」47NEWS、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」exciteニュース、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」Infoseekニュース、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」SEOTOOLSニュース、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」株式会社共同通信社、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」共同通信デジタル、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」徳島新聞、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」AGARA紀伊民報、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」デーリー東北デジタル、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」MIYANICHI e PRESS、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」SankeiBiz、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」J-CASTニュース、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」SHIKOKU NEWS、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」CNET Japan、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」ZDNET Japan、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」インターネットコム、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」RBB TODAY、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」Response 、2019/9/18.

- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 ダイエットクラブ、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 朝日新聞デジタル&M、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 MANTANWEB、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 下野新聞SOON、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 みやびズ、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 AFPBB News、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 東京バーゲンマニア、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 Jタウンネット東京都、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 ジョルダンソクラニューズ、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 福井新聞ONLINE、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 毎日新聞、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 京都新聞、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 河北新報 ONLINE NEWS、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 ZAKZAK、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 SANSPO.COM、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 StartHome、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 みんなのNet、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 沖縄タイムスプラス、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 高知新聞、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 上毛新聞ニュース、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 やまがたニュースオンライン、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 さんにちEye、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 週刊女性PRIME 2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 新潟日報モア、2019/9/18.

- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 千葉日報オンライン、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 秋田魁新報電子版、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 茨城新聞クロスアイ、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 伊勢新聞、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 週刊エコノミスト、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 FM FUKUOKA、2019/9/18.
- ・ 日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 どうしん電子版、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 毎日スタイル、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 岐阜新聞Web、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 Googleニュース、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 Fresheyeニュース、2019/9/18.
- ・ 「日本初の『子どもの貧困調査研究コンソーシアム』を発足」 SEOTOOLSニュース、2019/9/18.

5-4-2. 受賞

なし

5-4-3. その他

- (1) 「間違いだらけの貧困イメージ」 ビッグイシュー日本版、2018/12.
- (2) 「貧困であることが不利にならない学校づくりを」 総合教育技術（小学館）、2019/9.
- (3) 「生活保護の『本質』」 エコノミスト、2020/8.
- (4) 「学校と行政が連携し工夫を重ね貧困支援を行った上で学力格差をなくす」 総合教育技術（小学館）、2020/9.
- (5) 「食事もまともに取れない、日本型「子どもの貧困」が見えにくい理由」 プレジデントウーマン（オンライン）、2020/9.
- (6) 「なぜ、日本はここまで「子どもの貧困」大国になってしまったのか」 プレジデントウーマン（オンライン）、2020/9.
- (7) 「ユニセフ調査『子どもの幸福度』低さの背景に貧困」 日経 DUAL、2021/3.
- (8) 「スペシャル対談 見えにくい子どもの貧困 阿部彩×白川佳子」 保育ナビ第12巻第4号、2021/7.

5-5. 特許出願

5-5-1. 国内出願 (0件)

5-5-2. 海外出願 (0件)

6. その他（任意）

6-1. 政府、自治体、NPO 等での講演・研修実施（ 60 件）

《国会・政府（国）・国会議員》

- (1) 「子どもの貧困の実態」法務省法務総合研究所三月会、法務省第一会議室、2018/11/26.
- (2) 「日本の貧困の30年間の動向と今後の課題」立憲民主党経済政策調査会、2019/4/2, 衆議院第二議員会館.
- (3) 「子どもの貧困対策法および大綱の見直し 現状と課題」立憲民主子ども子育てPT、2019/5/7 衆議院議員会館.
- (4) 「貧困と問題行動」任用研修課程高等科第51回研修、法務省矯正研究所、2019/11/6.
- (5) 人事院研修 政策課題研究「子どもの貧困／発達」、2019/7/10.
- (6) 「貧困と問題行動」任用研修課程高等科第51回研修、法務省矯正研究所、2019/11/6.
- (7) 「子どもの貧困」人事院研修 政策課題研究「子どもの貧困」、2019/6/28, 7/10.
- (8) 「子育て世帯の再分配について」衆議院内閣委員会「子ども・子育て支援法および児童手当法の一部の改正について」2021/4/8.
- (9) 「子どもの貧困研究」内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた調査研究会ヒアリング、2021/07/09 オンライン.
- (10) 「再分配政策と教育格差」財務省若手勉強会、2021/10/29, オンライン.
- (11) 「女性の貧困と再分配」内閣府「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」2021/11/2、オンライン.

《自治体》

- (12) 「貧困の子どもの実態と対策」全国知事会『持続可能な社会保障制度の構築に向けた会議』、都道府県会館、2018/10/5.
- (13) 「あだちの子どもたちを支える区民のちから」足立区子どもの貧困対策講演会、東京芸術センター21階天空劇場、2018/11/20.
- (14) 「子どもの貧困にどう向き合うか～その現状と支援のあり方～」会津若松市議会政策討論会第2分科会「政策研究セミナー」、2019/2/1, 会津若松市役所.
- (15) 「貧困で孤立する子どもたち～いま地域で起きていること～」多摩市・多摩市社会福祉協議会、パルテノン多摩小ホール、2019/2/9.
- (16) 「厳しい環境にある子どもたちへの支援」高知家の「子どもの貧困を考える」フォーラムシンポジウム、高知県立文学館ホール、2019/3/26.
- (17) 「東京都の子どもの貧困の実態」東京都令和元年度生活保護行政主管課長研修、東京都社会福祉保健医療研修センター、2020/1/22.
- (18) 「貧困から子どもを救う」相模原市教育委員会教育センター研修講座、相模原市立総合学習センター、2019/11/26.
- (19) 「子どもの未来を地域みんなでサポートしていくのは」山口県地域福祉推進セミナー、2019/11/29 山口県総合保健会館.
- (20) 「貧困から子どもを救う」目黒区社会教育講座『貧困・虐待から子どもを救う』、目黒区民ホール社会教育館、2019/11/30.
- (21) 「子どもの貧困～私たちにできること～」東京都社会福祉協議会令和元年度東社

協保育部会給食担当者講習会、2019/12/13.

- (22) 「狛江市調査からみた狛江市の子どもの貧困」狛江市、2019/6/27.
- (23) 「子どもの生活実態調査結果報告(第1回)」世田谷区、2019/7/17、世田谷区区民ホール.
- (24) 「子どもの生活実態調査結果報告(第2回)」世田谷区、2019/7/31、成城ホール.
- (25) 「子どもの生活実態調査結果報告(第3回)」世田谷区、2019/8/27、世田谷区民会館.
- (26) 「子どもの貧困の現状と将来」神奈川県『子ども支援フォーラム』、平塚市中央公民会館、2019/8/22 13:00.
- (27) 「貧困から子どもを救う」相模原市教育委員会教育センター研修講座、相模原市立総合学習センター、2019/11/26.
- (28) 「『子どもの生活実態調査』から見る世田谷区の子どもの現状—DV・虐待への影響—」令和元年度第2回世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議・世田谷区要保護児童支援全区協議会、世田谷区民会館、2019/12/12.
- (29) 「子どもの貧困 コロナの前と後」浜松市社会福祉協議会 2020/11/20, 13:30-15:30 オンライン
- (30) 「東京都の子どもの貧困の実態」東京都令和元年度生活保護行政主管課長研修、東京都社会福祉保健医療研修センター、2020/1/22.
- (31) 「子どもの貧困の現状」八丈島民大学講座、オンライン、2021/07/25, 13:00-14:30.
- (32) 「困難を抱える児童・生徒を早期把握・支援につなぐための研修」世田谷区教員研修、2021/8/23. 9:30-12:30, オンライン.

《NPO・一般市民》

- (33) 「アンケート調査から見る東京都の子どもの貧困の実態」首都大学東京みやこ祭り公開講演、東京都立大学、2018/11/2.
- (34) 「自治体調査からわかってきた子どもの貧困の実態：「ふつう」の子どもの貧困」目白大学人間学部講演会、2018/12/12.
- (35) 「子どもの貧困の現状と私たちができること」JP労組「JPスマイル全国フォーラム」東京コンフェレンスセンター有明、2019/4/13.
- (36) 「貧困の現状：子ども、女性、高齢者」生活経済政策研究所主催「未来への対話プロジェクト研究会」衆議院赤坂議員宿舎第1会議室、2019/6/4.
- (37) 「子どもの貧困」平和と民主主義をともにつくる会・東京 2020/11/14 オンライン
- (38) 「子どもの貧困：現状からみる課題」生協総合研究所2020年度第11回公開研究会「感染予防体制下での子どもの貧困」公開研究会、2021/2/12, オンライン
- (39) 「子どもの貧困と食格差」農政ジャーナリストの会、2021/5/6 オンライン
- (40) 「子どもの貧困と食」ひとまち社、2021/5/14 オンライン.
- (41) 「子どもの貧困の現状」経済同友会、2021/9/6 オンライン.
- (42) 「子どもの貧困と食」中学校給食をめざす会、2021/9/18, オンライン.
- (43) 「子どもの貧困と食クライシス」「小学校のような全員制の中学校給食をめざす連絡会」学習交流会 2021/9/18, オンライン.
- (44) 「中高年単身女性の貧困が問題にされないわけ」わくわくシニアシングルス、2021/11/13、オンライン.
- (45) 「子どもの貧困と子ども食堂」太洋社・子ども食堂(だんだん)・大田区社会福祉

協議会、社会福祉法人有隣協会「子ども虹の架け橋プロジェクト」勉強会、
2021/11/24 オンライン。

《学会・大学主催の一般向け講演会》

- (46) 「お腹いっぱい食べさせたい！ー子ども・若者の貧困を考える」上智大学ソフィア・コミュニティ・カレッジ春季講座「人間らしく生きる」2019/6/19, 上智大学四ツ谷キャンパス。
- (47) 「貧困」思春期学研究認定者制度講習会、2019/8/23 大田区文化ホール。
- (48) “‘Invisible’ Child poverty in Japan” Temple University Japan Institute of Contemporary Asian Studies Public Lecture Series, 2019/11/27, 19:30-21:00
- (49) 「子どもの貧困の現状と対策の選択肢」日本福祉大学「子どもの貧困の現状と支援スクーリング」、ベルサール三田、2019/11/9.
- (50) 「健康格差解消のためのアプローチ(1)子どもの貧困対策」神奈川保健福祉大学講義, 2019/11/14.
- (51) 「子どもの貧困」認定 NPO 法人神奈川子ども未来ファンド『子どもみらいセミナー』、ワークピア横浜、2019/11/17.
- (52) 「子どもたちの貧困～見えにくい貧困をデータから読み解く～」しながわチャイルドライン公開講座、立正大学、2019/11/19.
- (53) 「子どもの貧困調査研究コンソーシアムについて」なくそう！子どもの貧困全国ネットワーク主催「第 11 回子どもの貧困対策情報交換会」、日本教育会館第二会議室、2020/2/2
- (54) “Poverty and Inequality in Japan,” Japan ICU Foundation “Japan and the Sustainable Development Goals”, 2020/11/11, Online Seminar
- (55) 「子どもの貧困」第 93 回東京大学五月祭特別企画「東大で考える子どもの貧困と社会貢献～私たちにできること：「食」と「教育」からのアプローチ」2020/9/20, オンライン開催。
- (56) 「子どもの貧困と食支援」『COデザインシンポジウムチキではぐくむ子どもと未来』大阪大学COデザインセンター、2021/2/23 オンライン。
- (57) 「子どもの貧困のとらえ方」明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科シンポジウム「地域は子どもの貧困にどう立ち向かうか」、2021/9/26, 明治大学グローバルフロントホール。
- (58) 「子どもの貧困」連帯社会研究交流センター・教育文化協会 2021 年度「連帯社会」連続講座, オンライン、2021/10/9.
- (59) 「子どもの貧困対策における学習支援事業：利用者の特性の分析」第 31 回子どもの貧困研究のフロンティア定例学術研究会, 2021/10/27、オンライン。
- (60) 「格差社会とコロナ禍の子どもたち (Effects of Covid-19 on Children in the era of inequality)」ドイツアデナウナー財団×東海大学健康学部市川享子シンポジウム『ポストコロナ社会において、包摂的で公正な教育をどう実現するか』2021/10/30 オンライン